

生徒指導だより



市川市立第七中学校
生徒指導部
文責：生徒指導主任
令和8年1月6日（火）

あけましておめでとうございます！

昨年はみなさんおかげで落ち着いた学校生活を守ることができました。ありがとうございます。今年もよろしくお願ひ申し上げます。みんなの平和な学校生活のために、冬休み前に話したことをもう一度確認します。

令和6年9月から「こども基本法」という法律が施行されています。その一部は以下の通りです。

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

中学生はもう「こども」として守られるだけではなく「大人」として互いを尊重できるようになります。みなさん一人ひとりが大切な存在です。大切にされなくてもいい人なんて一人もいません。誰もが守られて当然の権利を持っています。

教育を受ける権利 → 守るために → 落ち着いた学習環境

学校で学ぶことは、みなさん一人ひとりに与えられている権利です。この権利を奪われていい人はいません。例えば、「クラスがうるさくて授業に集中できない」なんてことはあってはならないことです。学びたい人が十分満足に学ぶことができる環境を、先生も生徒も全員で守っていきましょう。

大切にされる権利 → 守るために → 安全な学校生活

安心して学校生活を送る権利がみなさん一人ひとりにはあります。この安心は身体的にも精神的にも守られなくてはなりません。例えば、「クラスで暴言や暴力があって安心して生活できない」なんてことはあってはならないことです。誰もが安心して生活できる学校を全員で守っていきましょう。

今月の名言

言葉は 薬にもなれば 凶器にもなる （斎藤茂太）

Words can be both medicine and a lethal weapon.

※1月の生活目標は中央委員会で決まり次第、お知らせします。